

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に係る審査基準等
の一部を改定する案について

令和元年12月6日
高知県警察本部生活安全部
生活安全企画課

1 理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に係る審査基準等のモデルについて、この度、警察庁において改定が行われたことから、本県においても同モデル基準に基づき審査基準等の一部を改定しようとするものです。

2 趣旨

(1) 審査基準の改定

整備法による風営適正化法の改正により、心身の故障により風俗営業又は特定遊興飲食店営業の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるものが風俗営業及び特定遊興飲食店営業の欠格事由として新設されたことに伴い、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)第6条の2(心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者)及び第74条の2(心身の故障により特定遊興飲食店営業の業務を適正に実施することができない者)が新設されたため、これらを下記処分の審査基準の「法令の定め」欄に追加したものです。

風俗営業の許可(第3条第1項(第4条第3項の規定の適用がない場合))

風俗営業の許可(第3条第1項(第4条第3項の規定の適用がある場合))

風俗営業の相続の承認(第7条第1項)

風俗営業者たる法人の合併の承認(第7条の2第1項)

風俗営業者たる法人の分割の承認(第7条の3第1項)

特定遊興飲食店営業の許可(第31条の22(第31条の23において準用する第4条第3項の規定の適用がない場合))

特定遊興飲食店営業の許可(第31条の22(第31条の23において準用する第4条第3項の規定の適用がある場合))

特定遊興飲食店営業の相続の承認(第31条の23において準用する第7条第1項)

特定遊興飲食店営業者たる法人の合併の承認(第31条の23において準用

する第7条の2第1項)

特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の承認(第31条の23において準用
する第7条の3第1項)

(2) 処分基準等の改定

整備法による風営適正化法の改正により号ずれが生じたこと等に伴い、処分基準及び別表について所要の改定を行ったものです。

3 施行期日

令和元年12月14日